

益城町障害者活躍推進計画（町長部局）の実施状況について（令和6年度分）

	令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）	令和6年度実施状況
目標		
① 採用に関する目標	○正規職員と会計年度任用職員ともに、計画的に職員採用を行い、法定雇用率を達成する。	○令和6年6月1日時点における実雇用率は1.35%であり、法定雇用率（2.8%）を下回った。 令和6年6月1日現在の障害者職員数：4.5人 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない障害者職員数：4.5人 今年度に、障害者を限定とした募集を実施し、令和7年度より採用予定者が3人となった。
② 定着に関する目標	○職場環境等を理由とする不本意な離職者を極力生じさせない。	○職場環境等を理由とする障害者の離職者はなかった。
取組内容		
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。（町長部局） ○障害者である職員の選任義務の有無にかかわらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、周知する。	○総務課長を障害者雇用推進者として選任した。 ○人事係長を障害者である職員の相談窓口として定め、対象職員へ周知を行った。 また、5人以上の障害者が勤務する事業所では、障害者職業生活相談員の選任が義務付けられていることから、令和7年度には人事係長が国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講し、同相談員として選任する予定である。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○障害者が従来の業務遂行が困難となった場合は、労働局に相談するなどして、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。	○令和7年度から3人の障害者を雇用するため、各課へ職務の選定及び創設を依頼し、受入れ準備を進めた。 障害者法定雇用率を達成するため、職務の選定及び創出について継続的に検討している。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。	○相談窓口での相談受付に加え、人事評価面談等を通じて障害のある職員の状況を把握し、面談結果を踏まえた配慮や業務調整等の必要な措置を検討・実施した。 ○措置の実施に際しては、本人の意向を尊重しつつ、業務に支障がなく過重な負担とならないよう調整を行い、適切な対応に努めた。
4 その他	○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。	○各関係法令に基づき、障害のある職員が活躍できるよう、適切な支援・配慮を行うとともに、職場環境の整備や業務の見直しを通じて、活躍の場の拡大に努めた。